

コンサルティング業務契約書

所定の申込フォームを通じて本契約の申込みを行う者（以下「甲」という。）と 合同
会社 Skillful Sailor（以下「乙」という。）は、

甲が、乙の運営するウェブサイト（URL: <https://fukugyou-tenbai.com/shoukeilp.html>）に表示された提供条件および下記に定める契約条項を確認の上、自らの意思と責任において申込みを行い、乙がこれを承諾したことにより、
以下のとおりコンサルティング業務契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、甲は、自己が事業者（法人または個人事業主）として、自己の事業のために本契約を締結するものであることを、乙に対して表明し、保証する。

また、甲及び乙は、本契約は、特定商取引法に定める電話勧誘販売または業務提供誘引販売取引に該当しないことを相互に確認する。

第1条（目的及び性質）

1 甲は乙に対し、甲の輸出物販事業に関するコンサルティング業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。本契約は、本業務を円滑に遂行することを目的とする。

2 本契約は準委任契約とし、乙は、本業務の遂行にあたり、善良なる管理者の注意を

もって専門的知見を提供するものとするが、本業務が甲の特定の目的に適合すること、甲に特定の成果（甲の売上・利益の増加、事業目標の達成を含むがこれらに限られない。）をもたらすこと、および本業務の提供する情報や助言が有用であることを、明示または黙示を問わず、何ら保証するものではない。

第2条（契約の内容）

1 乙は、甲の輸出物販事業に対して助言および指導を行うサービスを提供するものとし、甲は、次の各号いずれかのコースを選択する。（1）通常コース（2）プラチナコース（合宿あり）

2 本契約における前項で定める全てのコースに共通する具体的な本業務の内容は、次のとおりとする。

（1）チャットを通じた質疑応答 甲のチャットワークを用いた質問及び相談に対し、乙は、可能な限り速やかな回答に努めるものとし、原則として乙の翌営業日までに回答を行うものとする。ただし、土日祝日等の乙の休業日、相談及び質問の複雑さ等によってはこの限りではない。

（2）Zoomを用いた個別指導 原則として、1カ月に4回行う。1回の指導は最大1時間とする。

（3）オンラインまたはオフラインでの定期勉強会の開催 オンラインでの定期勉強会

は原則として月に4回（各1時間～1時間30分）、オフラインでの定期勉強会は原則として1か月に1回（各4時間～5時間）開催する。なお、開催期間や時間等の詳細は、必要に応じて適宜変更される可能性がある。

（4）合宿による個別指導（プラチナコース選択者に限る） 合宿は、1日間で行う。

なお、日程については、甲の希望を考慮したうえで、甲及び乙の協議により定める。

第3条（外部プラットフォームの利用に関する特則）

1 甲および乙は、本業務がeBay等の第三者が運営するプラットフォーム（以下「外部プラットフォーム」という。）の利用を前提として提供されるものであることを確認する。

2 甲は、外部プラットフォームの利用規約、仕様、および運営方針等を自己の責任において遵守するものとする。

3 甲のアカウントが外部プラットフォームの運営者の判断により利用停止、制限、または閉鎖（以下「利用停止等」という。）された場合、その原因は乙の管理の及ばない外部の判断によるものと、甲乙は相互に確認する。

4 乙は、前項の事態に対し、解決に向けて誠意をもって助言を行う。ただし、乙はアカウントの復旧を保証するものではなく、また、当該利用停止等に起因して甲に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

5 甲は、第3項の事態が本契約の解除または報酬の返金の理由とはならないことを、あらかじめ承諾する。

第4条（契約期間）

- 1 本契約の有効期限は本契約締結日より8ヶ月間とする。
- 2 本業務はその性質上、提供開始後の中途解約による返金には一切応じられない。甲が契約期間中に解約を申し出た場合であっても、法令に別段の定めがない限り、乙は既に受領した報酬の返還を行わないものとする。

第5条（報酬と報酬の支払時期）

甲は、本契約の申込み手続きと同時に、乙がウェブサイト上で指定する方法により、乙に対して別紙に定める報酬の全額を支払うものとする。振込手数料その他支払に要する費用は、甲の負担とする。

第6条（費用負担）

- 1 甲は、自己の責任と費用負担において、本業務の遂行に必要となる、または乙が推奨する第三者の提供するツール、ソフトウェア、またはサービス等（以下「外部ツール等」という。）の契約、導入、設定、および利用環境の維持を行うものとする。
- 2 第2条第2項第3号に定めるオフラインでの定期勉強会に参加するための甲の交通

費および宿泊費等は、全て甲の負担とする。

3 第2条第2項第4号に定める合宿の会場費については、原則として乙の負担とする。ただし、甲の希望により、乙が通常指定する場少し外で合宿を開催する場合、それに伴い発生する会場費、乙の交通費および宿泊費等の実費は、甲が負担するものとする。

第7条（知的財産権）

1 本業務の遂行にあたり乙が甲に提供する、テキスト、動画、資料、その他一切の著作物に関する著作権その他全ての知的財産権は、乙または乙に権利を許諾した第三者に帰属する。

2 甲は、理由の如何を問わず、乙の書面による事前の承諾なく、第1項の著作物を第三者に譲渡、貸与、開示、もしくは利用許諾し、または自らの事業に利用する等、前項に定める目的の範囲を超えて利用してはならない。

第8条（再委託）

乙は、自己の裁量と責任において、本業務の全部または一部を、適切な第三者に再委託することができるものとする。この場合、乙は、再委託先に対して本契約における自己の義務と同等の義務を負わせ、その履行について一切の責任を負うものとする。

第9条（秘密保持）

1 甲および乙は、本業務の遂行に関連して知り得た相手方の業務上・技術上の一切の情報（以下「秘密情報」）を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。

2 甲および乙は、本契約が終了した場合または相手方から要求があった場合、相手方の指示に従い、秘密情報を速やかに返還または破棄するものとする。

第10条（契約の解除）

1 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当の期間を定めて書面による是正の催告をしたにもかかわらず、当該期間内にその違反が反映されないときは、本契約の全部または一部を解除することができる。

2 前項の定めにかかわらず、甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。（1）差押え、仮処分、強制執行等の申立てを受けたとき（2）破産手続開始、民事再生手続開始の申立てがあったとき（3）支払停止または支払不能の状態に陥ったとき（4）解散したとき、または事業の重要な一部を譲渡したとき（5）相手方に対する重大な背信行為、名誉毀損があったとき（6）反社会的勢力との関係が判明したとき

3 本条に基づく解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第11条（損害賠償）

1 乙が甲に対して負う損害賠償責任の範囲は、現実が発生した直接かつ通常の損害に限られるものとする。

2 乙が負う損害賠償責任の累計額は、原因の如何を問わず、本契約に基づき甲が乙に対して支払った報酬の総額を上限とする。

第12条（不可抗力）

1 天災地変、法令の制定改廃、通信回線障害、感染症のまん延等の不可抗力により、本契約の義務を履行できない場合、当該当事者はその責を負わない。

2 不可抗力により乙が本業務を履行できない場合であっても、既に受領した報酬の返還義務を負わないものとする。

第13条（反社会的勢力の排除）

1 甲および乙は、自己が反社会的勢力に該当しないこと、および暴力的な要求行為を行わないことを表明し、保証する。

2 相手方が前項に違反した場合には、何らの催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

第14条（協議事項）

本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合、甲および乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第15条（準拠法および合意管轄）

- 1 本契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法に準拠するものとする。
- 2 本契約に関する一切の紛争については、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（存続条項）

本契約が終了した場合であっても、報酬、知的財産権、秘密保持、損害賠償、合意管轄の定めは、引き続き有効に存続するものとする。

第17条（契約の成立および書面の保管）

- 1 本契約は、甲が本LP画面上で契約条項を確認のうえ申込み手を完了し、クレジットカード決済の場合は決済完了時、銀行振込の場合は乙が振込を確認し、承諾の通知を発信した時点で成立するものとする。
- 2 乙は、成立した内容を示す書面（PDF等）を、甲がダウンロードできる状態で提供または電子メールにて送付する。

3 甲および乙は、受領した契約書面（電磁的記録）を原本として各自誠実に保管するものとする。

甲（住 所）

（名 称）

乙（住 所） 東京都台東区浅草 2-34-10-302 （名 称） 合同会社 Skillful Sailor 代表
社員 水田圭祐